

[事案 26-192] 契約無効請求

・平成 28 年 3 月 30 日 裁定不調

<事案の概要>

契約転換時に募集人から転換後契約の保障内容等について説明がなかったことを理由に、転換契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 7 年 9 月に契約転換で終身保険に加入し、さらに転換および減額を行ったほか、新たに終身保険等を契約したが、以下の理由により、これら手続を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 転換および減額ならびに新契約加入手続の際に、募集人から保障内容等の説明を受けていない。
- (2) 契約の解約を募集人に申し出たところ、「2 年間は解約できない」と言われ、解約を不当に制限された。
- (3) 一部の契約転換は、募集人が無断で配当金を引き出し、また契約者貸付を受けたことを隠ぺいするためになされたものである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、保障内容等について申立人の要望を受けて、その要望に沿うように提案しており、申立人は、募集人の提案に納得して各手続を行っている。
- (2) 募集人は、「できれば、加入後 2 年間は続けてもらいたい」と話したが、2 年間は解約できないとの説明はしていない。
- (3) 配当金の引出しと契約者貸付に、募集人は関与していない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および募集人に対して、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど手続時の状況を把握するため事情聴取を行った。また、配当金引出しやカード発行に必要な書類を確認するため、保険会社に対して資料の提出を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、各契約時における募集人の説明が不十分であったこと、および配当金の引出し・契約者貸付に募集人が関与していたこと等を直ちに認めることはできず、各契約の無効を理由とする既払込保険料の返還は認められない。しかしながら、各契約について不合理とはいえないものの、各契約の必要性および内容ならびに募集人の言動を考慮し、本件は和解により解決することが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項に基づき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条 2 項にもとづき、裁定不調として手続を終了した。